

要介護 主な加算項目（プラスになる点数）

施設が特別なサービスを提供したり、職員体制を手厚くしたりしている場合に加算されます。

個別機能訓練加算

- * (Ⅰ)イ 56単位／日 または (Ⅰ)ロ 76単位／日：専従の機能訓練指導員による訓練
- * (Ⅱ) 20単位／月：訓練データを国（LIFE）に提出して活用する場合

口腔・栄養に関する加算

- * 口腔機能向上加算：150～160単位／回（月2回限度）
- * 栄養改善加算：200単位／回（月2回限度）
- * 口腔・栄養スクリーニング加算：5～20単位／回（6か月に1回限度）

状態に応じた加算

- * 認知症加算：60単位／日
- * 中重度者ケア体制加算：45単位／日

要支援 主な加算項目（プラスになる点数）

要支援の加算は、要介護のように「1日ごと」ではなく、基本報酬と同様に「1か月ごと」の定額で計算されるものがほとんどです。

生活機能向上グループ活動加算：100単位／月

- * 複数の利用者が参加するグループで、自立支援に向けたリハビリや活動を行った場合。

運動器機能向上加算：225単位／月

- * 理学療法士などの専門職が、個別の計画に基づいてマシントレーニングや体操などを実施した場合。

口腔機能向上加算：150単位／月

- * 歯科衛生士などが、お口の健康や飲み込みの訓練を計画的に行った場合（3か月に1回、3回まで）。

栄養改善加算：200単位／月

- * 管理栄養士が、栄養指導や食事のアドバイスをを行った場合（3か月に1回、3回まで）。

専従の機能訓練指導員

デイサービスの「個別機能訓練加算」などで出てくる専門的な言葉ですね。

「専従の機能訓練指導員による訓練」とは、ひとことで言うと「リハビリの専門的な資格を持ったスタッフが、他の業務と掛け持ちせずに、あなたのための個別リハビリに付きっきりで対応してくれる」ということです。

わかりやすく3つの要素に分けてご説明します。

「専従（せんじゅう）」とは？

「その業務だけを専門に行う」という意味です。

デイサービスのスタッフは、食事の介助、入浴の介助、送迎など様々な業務を行いますが、「専従」として配置された時間は、**他の介護業務などを兼務せず、機能訓練（リハビリ）の指導だけに集中**します。

「機能訓練指導員」とは？

機能訓練（リハビリ）を指導するための特別な役割を持ったスタッフのことです。誰でもなれるわけではなく、**以下のいずれかの国家資格を持っている必要**があります。

* 理学療法士（PT）* 作業療法士（OT）* 言語聴覚士（ST）* 看護師、准看護師

* 柔道整復師* あん摩マッサージ指圧師* はり師、きゅう師（※一定の条件あり）

つまり、体や病気の専門知識を持ったプロフェッショナルです。

3. どのような「訓練」をするの？

集団でなんとなく行う体操とは異なり、利用者一人ひとりの体の状態や生活目標に合わせた「オーダーメイドの訓練」を行います。

計画を立てる：専門家（指導員）が利用者の体の動きや、自宅での生活の困りごと（例：「お風呂をまたぐのがきつい」「トイレまで一人で歩きたい」など）を確認し、**専用の計画書を作成**します。

実践する：その計画に基づき、歩行訓練、筋力トレーニング、階段の昇り降り、あるいは料理や洗濯などの日常生活の動作を練習します。

見直す：3か月に1回などのペースで、ご家族も交えて効果を確認し、目標や訓練内容を見直します。

****まとめ****

基本料金内で行われる 一般的な集団体操などとは違い、「専門資格を持ったプロが、その人のためだけの専用リハビリプログラムを、集中してマンツーマン（または少人数）で行う手厚い体制」であるため、基本の点数にプラスして「加算（追加料金）」が発生する仕組みになっています。

要介護 主な加算項目（プラスになる点数）

施設が特別なサービスを提供したり、職員体制を手厚くしたりしている場合に加算されます。

個別機能訓練加算

- * (Ⅰ)イ 56単位／日 または (Ⅰ)ロ 76単位／日：専従の機能訓練指導員による訓練
- * (Ⅱ) 20単位／月：訓練データを国（LIFE）に提出して活用する場合

口腔・栄養に関する加算

- * 口腔機能向上加算：150～160単位／回（月2回限度）
- * 栄養改善加算：200単位／回（月2回限度）
- * 口腔・栄養スクリーニング加算：5～20単位／回（6か月に1回限度）

状態に応じた加算

- * 認知症加算：60単位／日
- * 中重度者ケア体制加算：45単位／日

要支援 主な加算項目（プラスになる点数）

要支援の加算は、要介護のように「1日ごと」ではなく、基本報酬と同様に「1か月ごと」の定額で計算されるものがほとんどです。

生活機能向上グループ活動加算：100単位／月

- * 複数の利用者が参加するグループで、自立支援に向けたリハビリや活動を行った場合。

運動器機能向上加算：225単位／月

- * 理学療法士などの専門職が、個別の計画に基づいてマシントレーニングや体操などを実施した場合。

口腔機能向上加算：150単位／月

- * 歯科衛生士などが、お口の健康や飲み込みの訓練を計画的に行った場合（3か月に1回、3回まで）。

栄養改善加算：200単位／月

- * 管理栄養士が、栄養指導や食事のアドバイスをを行った場合（3か月に1回、3回まで）。

専従の機能訓練指導員

デイサービスの「個別機能訓練加算」などで出てくる専門的な言葉ですね。

「専従の機能訓練指導員による訓練」とは、ひとことで言うと「リハビリの専門的な資格を持ったスタッフが、他の業務と掛け持ちせずに、あなたのための個別リハビリに付きっきりで対応してくれる」ということです。

わかりやすく3つの要素に分けてご説明します。

「専従（せんじゅう）」とは？

「その業務だけを専門に行う」という意味です。

デイサービスのスタッフは、食事の介助、入浴の介助、送迎など様々な業務を行いますが、「専従」として配置された時間は、**他の介護業務などを兼務せず、機能訓練（リハビリ）の指導だけに集中**します。

「機能訓練指導員」とは？

機能訓練（リハビリ）を指導するための特別な役割を持ったスタッフのことです。誰でもなれるわけではなく、**以下のいずれかの国家資格を持っている必要**があります。

* 理学療法士（PT）* 作業療法士（OT）* 言語聴覚士（ST）* 看護師、准看護師

* 柔道整復師* あん摩マッサージ指圧師* はり師、きゅう師（※一定の条件あり）

つまり、体や病気の専門知識を持ったプロフェッショナルです。

3. どのような「訓練」をするの？

集団でなんとなく行う体操とは異なり、利用者一人ひとりの体の状態や生活目標に合わせた「オーダーメイドの訓練」を行います。

計画を立てる：専門家（指導員）が利用者の体の動きや、自宅での生活の困りごと（例：「お風呂をまたぐのがきつい」「トイレまで一人で歩きたい」など）を確認し、**専用の計画書を作成**します。

実践する：その計画に基づき、歩行訓練、筋力トレーニング、階段の昇り降り、あるいは料理や洗濯などの日常生活の動作を練習します。

見直す：3か月に1回などのペースで、ご家族も交えて効果を確認し、目標や訓練内容を見直します。

****まとめ****

基本料金内で行われる 一般的な集団体操などとは違い、「専門資格を持ったプロが、その人のためだけの専用リハビリプログラムを、集中してマンツーマン（または少人数）で行う手厚い体制」であるため、基本の点数にプラスして「加算（追加料金）」が発生する仕組みになっています。